様式第六（附則第三条関係）

愛玩動物看護師国家試験予備試験受験願書

収入印紙（消印しないこと）												※
フリガナ				性別	男	受験番号						
氏名					女							
生年月日	昭和 平成 令和 西暦	年	月	日	本籍（国籍）	都道府県	受験希望地					
現住所	都道府県		市郡区									
	（郵便番号　－　）				電話番号　（　）							
連絡先	電話番号　（　）					内線（　）						

上記により、愛玩動物看護師国家試験予備試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

農林水産大臣
環境大臣　殿
指定試験機関代表者

氏　名

備考

1　指定講習会修了証明書並びに法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）を５年以上業として行っていたことを証する書類又は同項に規定する農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等の経験を有すると認めた者であることを証する書類を添付すること。

2　※印欄には、記入しないこと。

3　該当する不動文字を○で囲むこと。

4　黒ボールペンを用い、楷書ではっきりと記入すること。

5　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○農林水産省環境省令第七号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十九条の規定に基づき、及び同法を実施するため、愛玩動物看護師養成所指定規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

農林水産大臣　金子原二郎
環境大臣　山口　壮

愛玩動物看護師養成所指定規則

（趣旨）

第一条　愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第三十一条第二号の規定に基づく愛玩動物看護師養成所（以下本則において「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（指定の申請手続）

第二条　養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体の設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　位置
四　設置年月日
五　学則
六　長の氏名及び履歴
七　教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
八　校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
九　教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録
十　臨床実習を行う実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載したもの）
十一　申請の日の属する学年度の収支予算並びに当該学年度及び翌学年度の財政計画

2　前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認及び届出）

第三条　都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするときは、都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

3　指定養成所の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）に変更があったときは、一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

（養成所の指定基準）

第四条　法第三十一条第二号の養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。

二　修業年限は、三年以上であること。

三　教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四　別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は獣医師若しくは愛玩動物看護師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員であること。

五　専任教員のうち少なくとも一人は、免許を受けた後法第二条第二項に規定する業務を五年以上業として行った愛玩動物看護師であること。

六　一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下であること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りでない。